

財 第 1 号
平成 24 年 4 月 1 日

関係部局長
教育委員会教育長 殿
警察本部長
病院局長

総務部長

平成 24 年度予算の執行について（通知）

平成 24 年度予算については、下記事項に留意のうえ、効率的・効果的な執行を確保してください。

記

平成24年度当初予算は、見直しを行った「安心・活力・発展プラン」の実行初年度として、各分野で新たな政策を積極的に計上するとともに、喫緊の課題である防災・減災対策や県内経済の回復に向けた景気・雇用対策に力を入れたところである。

一方、これまでの行財政改革により、財政調整用基金残高は400億円を上回る水準まで回復してきたが、今後の経済情勢や国の動向など、国内外の諸情勢が不透明な中、新たに策定した「大分県行財政高度化指針」(以下、「指針」という。)に基づいて、「行政の質」の向上を図りながら、気を緩めることなく引き続き行革を実践していかなければならない。

指針では、予算執行段階において、毎年度少なくとも40億円以上の歳入の上積みや経費の節減を図ることとしており、常にこれを念頭に置いて効率的・効果的な予算執行に努めることとする。

全般的事項

- 1 当初予算は、現時点として見込みうる財源の全てを捕捉したうえで、年間予算として編成しており、原則として補正は行わないこととするが、国の動向等に十分留意すること。
- 2 新たに実施する事業については、その内容等を十分に周知徹底したうえで、早期に着手するなど、事業目的が達成されるよう適切に執行すること。
- 3 国の補正による基金の一部について、積み増しや終期延長が行われたところであるが、これらの基金を活用した予算の執行にあたっては、残額が生じないように努めること。
- 4 予算執行にあたり、状況変化等により不用となった予算については、3月補正予算において減額すること。
また、年度末における事業実施や行事の開催、旅行、備品・消耗品の購入等が集中することのないよう、計画的な執行に努めること。

歳入に関する事項

1 県 税

税収の確保に向けて、夜間及び休日における訪問徴収や早期差押等による滞納整理を強化するほか、特に、個人県民税については、市町村への職員派遣や地方税徴収強化対策連絡会議による連携強化を図り、徴収率向上に努めること。

2 地方交付税

普通交付税について、本県財政需要の実態と算定額の乖離の状況・原因を分析し、対策を講ずること。

また、震災復興特別交付税の算入対象に留意すること。

3 使用料及び手数料

受益者負担の原則に立ち、社会経済情勢の推移等に即した見直しを行うこと。

また、未徴収のものであっても、施設等の使用実態などから徴収することが妥当なものについては適宜見直すこと。

4 国庫支出金

常に情報収集に努め、積極的な活用を図るとともに、本県ニーズに即した補助制度の創設や弾力的運用などに関し、国に要望・提案すること。

また、前金払いや概算払いの制度を最大限活用し、事業の進捗に応じた資金の確保に努めること。

なお、被災地復興支援に係る経費等については、国庫負担の対象となる場合があるので、留意すること。

5 県 債

県債充当事業の内容変更や事業費の増減等に留意し、適正な活用に努めること。

また、地方債の充当率や交付税措置など制度改正の動向に留意し、有利な地方債の活用を図ること。

歳出に関する事項

1 政策予算

(1) 公共事業

年間を通じた切れ目のない事業実施など適切な執行に努めること。

なお、地域自主戦略交付金充当事業については、配分額が判明し次第、別途指示する。

事務費率については、全体事業費の5.0%以内とする。ただし、継続事業については、従前の補助基準によること。

(2) 一般国庫補助事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

なお、各省庁との折衝を通じて、増額補正や新規受入れ等の必要が生じた場合には、その事業内容や効果等について十分検討するとともに、あらかじめ財政課と協議すること。

(3) 単独建設事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

また、入札残等については、不用額として保留すること。

なお、事務費率については、全体事業費の5.0%以内とする。

(4) 貸付金

制度の趣旨を周知徹底し、その活用を図るとともに、融資対象事業の内容に応じ適期にこれを執行すること。

また、資金の預託に際しては、資金収支に及ぼす影響が大きいため、融資残あるいは資金の利用状況等を十分調査のうえ効率的な執行を行うこと。

なお、経済金融情勢の変動等に伴う金利動向に十分留意し、機動的に対応すること。

2 部局枠予算、管理予算

年間を見通した執行計画を立てたうえで、効率的な執行を行うとともに、支出の必要性を常に精査しながらその節減に努めること。

なお、扶助費については、予算に占める割合が年々増加しており、財政運営に及ぼす影響が大きいため、制度改正等の影響にも十分留意のうえ、所要額の的確な把握に努めること。

3 その他の留意事項

(1) 補助金等については、支出目的が達成されるよう適切な執行を行うこと。また、交付時期等に留意し、交付先等で資金が滞留するこ

とのないようによること。

- (2) 国庫補助事業、受託事業については、財源の収入時期を的確に把握し、県費の長期または多額の立替えが起きないように留意すること。
- (3) 使用料や貸付金等に係る未収債権については、大分県債権管理マニュアルにより滞納整理を強化するなど、その縮減に努めること。
- (4) 創意工夫による物件費の節減等について、各部局の翌年度当初予算の政策予算要求枠に上乘せする予定であり、その詳細については、別途通知することとしているので留意すること。
- (5) 制度改正、国庫補助単価改正の事由等により、所要額や財源等に変更が生じる場合は、あらかじめ財政課と協議すること。
- (6) 指定管理者制度により管理運営を行う施設については、必要なサービス水準や安全性の確保等を図るため、指定管理者任せにすることなく、県自ら施設の設置者として、常にその管理運営や委託事業の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずること。
- (7) 県立大学法人に対する運営費交付金については、第2期中期計画における予算・収支計画の執行管理を行うとともに、人件費等の所要額を常に的確に把握すること。

予算配当等

予算の配当については、事業の執行計画や財源確保の見通し等に十分配意のうえ、原則として年2回行うものとするが、今後の経済情勢の動向等によっては特別な措置を講ずることもあり得るので留意すること。

また、予算の令達にあたっては、年間執行計画を作成し、地方機関等に対して早期に配分見込額を示すとともに、予算執行時期に配慮しながら、適時適切に行うこと。

なお、配当申請は、原則として各部の主管課でとりまとめて行うこと。

特別会計に関する事項

一般会計に関する事項を参考にして執行すること。

公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体については、その経営状況が県行財政運営にも大きな影響を及ぼすことから、「公社等外郭団体に関する指導指針」に基づき、適正な事業運営が行われるよう指導監督すること。

特に、今後3か年で取り組む「公社等外郭団体の見直し方針」に沿って、団体の統廃合をはじめ、出資金の引き上げ、財政支援の廃止・縮小を進めること。